

□第 1 条（適用範囲）

1. 当コテージが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当コテージが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定に関わらず、その特約が優先するものとします。

□第 2 条（宿泊契約の申込み）

当コテージに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当コテージに申し出ていただきます。

1. 宿泊者の代表者の氏名、連絡先、合計利用人数
 2. 宿泊日及び到着予定時刻
 3. その他当コテージが必要と認める事項
2. 宿泊客が宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当コテージは、その申し出がなされた時点で、新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

□第 3 条（宿泊契約の成立等）

宿泊契約は、当コテージが前条の申込みを承諾した時に成立するものとします。ただし、当コテージが承諾をしなかったことを証明した時は、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したとき、必要に応じて当コテージが定める申込金を指定する日までにお支払いいただく場合があります。

□第 4 条（宿泊契約締結の拒否）

当コテージは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じない場合があります。

1. 宿泊の申し込みがこの約款によらないものであるとき。
2. 満室（員）により客室の余裕がないとき。
3. 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
4. 宿泊しようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力であるとき。

5. 宿泊しようとする者が暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。
6. 宿泊しようとする者が法人でその役員のうちに暴力団に該当する者があるとき。
7. 宿泊に関し、暴力的要求（威圧的言動含む）行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
8. 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
9. 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることが出来ないとき、またその理由を納得できない場合。
10. 宿泊客が泥酔者等で当コテージの運営を阻害するおそれがあるとき、又は他の宿泊者もしくは当コテージの従業員に対し、迷惑を及ぼす言動をしたとき。
11. 宿泊しようとする者が危険物、禁制品等、他のお客様に迷惑となる物の持込み又は使用しようとするとき。
12. 都道府県条例及び滝川市暴力団排除条例に規定される場合に該当するとき。

□第5条（宿泊客の契約解除権）

宿泊客は、当コテージに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

1. 宿泊客が前項により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、違約金申受け規定により違約金を申し受けません。
2. 宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の到着予定時刻になっても到着しないときは、当コテージは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとして処理することができるものとします。

【違約金申受け規定】

1. 宿泊日の6日前から宿泊日の当日に解除した場合、宿泊料金の100%
2. 宿泊日の14日前から7日前に解除した場合、宿泊料金の50%
3. 宿泊日の15日前から30日前に解除した場合、宿泊料金の20%
4. 宿泊日の31日前以上の解除した場合は、ありません。

□第6条（当コテージの契約解除権）

当コテージは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

1. 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
2. 宿泊客が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力であるとき。
3. 宿泊客が暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。
4. 宿泊客が法人でその役員のうちに暴力団に該当する者があるとき。

5. 宿泊に関し、暴力的要求（威圧的言動含む）行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
6. 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
7. 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることが出来ないとき、またその理由を納得できない場合。
8. 宿泊客が泥酔者等で当コテージの運営を阻害するおそれがあるとき、又は他の宿泊者もしくは当コテージの従業員に対し、迷惑を及ぼす言動をしたとき。
9. 宿泊客が危険物、禁制品等、他のお客様に迷惑となる物の持込み又は使用しようとするとき。
10. 都道府県条例及び滝川市暴力団排除条例に規定される場合に該当するとき。
11. コテージ内は禁煙であることを遵守せず違反した場合やその他火災の可能性を及ぼす場合。
12. この約款又は当コテージの利用規則に違反したとき。

□第7条（宿泊の登録）

宿泊客は、旅館業法第6条、同法施行規則第4条の2及び当コテージの所在する都道府県の定める条例に基づき、宿泊日当日、当コテージのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

1. 宿泊者代表者の氏名、住所、利用人数
2. 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日（確認のため、パスポート又は在留カードのコピーをとらせていただきます）
3. 出発日及び出発予定時刻
4. その他当コテージが必要と認める事項

□第8条（客室の使用時間）

宿泊客が当コテージの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

□第9条（利用規則の遵守）

宿泊客は、当コテージにおいては、当コテージが定めた利用規則や注意事項に従っていただきます。

□第10条（営業時間）

当コテージと付随する各施設等の営業時間は、各所の掲示にてご案内いたします。

2.前項の施設等の営業時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には適宜お知らせいたします。

□第 11 条（料金の支払い）

宿泊客が支払うべき宿泊料金は、室料、その他利用料金、消費税の合計となります。

2.前項の宿泊料金等の支払いは、日本円により、チェックインの際にフロントにて行っていただきます。

ただし、チェックイン後に施設利用料等による料金が発生した場合は、チェックアウトの際に精算していただきます。

3.当コテージが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

□第 12 条（寄託物等の取扱い）

宿泊客からの寄託物、預かり品等は、特別な事情がない限り一切お預けになれません。

□第 13 条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当コテージに到着した場合は、その到着前に当コテージに連絡があり、これを了解したときに限り、保管するものとします。

2.宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当コテージに置き忘れられていた場合は、発見日を含めて 7 日間当施設にて保管するものといたします。その間に所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、貴重品については最寄りの警察署へ届け、その他の物品については処分させていただきます。また、飲食物や雑誌並びにその他の廃棄物に類するものについては即日処分とさせていただきます。

□第 14 条（駐車の実責任）

宿泊客が当コテージの駐車場をご利用になる場合、当コテージは駐車場をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

コテージ駐車場に駐車できる車両は 3 台までし、4 台目以上は温泉施設前の駐車場をご利用して下さい。

その場合も責任に関しては同上の条件となります。大型トラックやトレーラーは駐車禁止です。

□第 15 条（宿泊客の責任）

宿泊客の故意又は過失により当コテージが損害を被ったときは、当該宿泊客は当コテージに対し、その損害を賠償していただきます。

利用規則

コテージの公共性とお客様に安全かつ快適にご滞在いただくため、宿泊約款第9条に基づき、次の通り利用規則を定めておりますのでお守りいただきますようお願い申し上げます。

この規則をお守りいただけない時は、やむをえず、ご宿泊のご利用をお断り申し上げ、かつ故意の過失により当施設に損害を与えた場合は、損害賠償を請求する事がございます。

火災予防上お守りいただきたい事項

1. 暖房用、炊事用などの器具は、コテージ備品以外のものを使用せず持込も禁止としています。
2. コテージ内は全室禁煙になっております。
3. コテージ内では花火、線香、ローソク等、火災の原因となるような物品を使用しないでください。

保安上お守りいただきたい事項

1. ご滞在中、コテージから出られるときは施錠をご確認ください。
2. ご在室中や特にご就寝のときは、ドアの内鍵と窓の施錠をご確認ください。
3. 来訪者があったときは、不用意に開扉なさらずに、万一、不審者と思われる場合は、直ちにフロント内線 15 番へご連絡ください。
4. ご来訪客とコテージ内での面会をご遠慮ください。

駐車場について

1. コテージ用駐車場（3台まで）は無料ですが、事故等についてはお客様の責任においてご利用ください。
2. 芝生や路上等、駐車場以外への駐車は一切しないでください。車の台数が多い場合は、温泉施設前の共有の駐車場をご利用ください。

バーベキューや花火等について

1. 打ち上げ花火や音の出る花火はできません。（手持ち花火と噴射花火は可）
2. コテージ内の備品を屋外で使用することはできません。（テーブルやイスなどは別途ご用意していただくか、レンタル品をご利用ください）
3. バーベキューや花火等は 21:00 までに終了し、大声で騒いだり他のお客様に迷惑がかかるような行動はしないでください。
4. 消火についてはお客様の責任において、確実にこなってください。

おやめいただきたい行為

1. コテージ内に他のお客さまの迷惑になるようなものを持ち込まないでください。
 1. 盲導犬や介助犬を除き、犬、猫、小鳥、その他の動物ペット類全般。（車中泊も不可）
 2. 発火または引火しやすい火薬や揮発油類および危険性のある製品。
 3. 悪臭を発するもの。
 4. 許可証のない鉄砲、刀剣類。
 5. 著しく多量な物品。
 6. 音響機器や楽器など、大きな音が出るもの。
 7. その他法令で所持を禁じられているもの。
2. コテージ内で、賭博や風紀、治安を乱すような行為、高声、放歌、楽器演奏行為など、他のお客さまの迷惑になったり嫌悪感を与えるような行為はしないでください。
3. 刺青、タトゥーのある方は大浴場を利用できません。また、敷地内の諸施設内外を問わず、他のお客さまに嫌悪感を与えるような行為となる肌の露出はしないでください。
4. 宿泊登録者以外の客室のご使用は堅くお断りいたします。そのような行為が認められた場合は超過料金を請求いたしますし、悪質な場合は警察の介入を求めます。
5. 客室やロビーでの営業行為、また事務所など、宿泊以外の目的に使用しないでください。
6. コテージおよび敷地内で広告、宣伝物を配布、貼付したり、物品の販売等をしないでください。
7. コテージおよび敷地内の諸施設、備品を所定の場所、用途以外に、また現状を著しく変更して利用しないでください。
8. コテージおよび敷地内で、許可なく商業目的および他のお客さまに迷惑がかかるような写真撮影などはしないでください。
9. 敷地内での車中泊はしないでください。また、宿泊の有無に関わらず、テントの設営はしないでください。
10. 未成年者のみのご宿泊は、堅くお断りいたします。
11. 不可抗力以外の事由により、建造物、備品、その他コテージの物品を損傷、汚染あるいは紛失させた場合、相当額を弁償していただくことがございます。
12. ゴミは原則としてお客様の持ち帰りとさせていただきます。

理由として食材などの搬入時に発砲スチロールや段ボール箱をそのまま放置されるお客様がいるため、お持ち帰りして頂くことになっております。
13. 不意の停電による照明器具など電気を使用する設備の停止に関しては、ご了承下さるようお願いいたします。
14. ホットプレートなどの電気製品の持込による使用はできません。
15. コテージ内でのジンギスカン、焼肉等のご利用できません。